

【補助事業】

事業名	(6) 会員増クラブに対する活動支援事業
趣 旨	会員が5人以上増えた単位クラブや新設クラブに対して、一層の会員増と活動強化を図ってもらうことを目的に活動費を助成する。
事業内容	1 会員が5人以上増えた単位クラブに対する活動助成 *単位クラブが行う自主的で多様な活動や新たな会員増につながる事業 *「地域支え合い事業」に掲げられた事業を対象とする。 2 29年度中に新設したクラブに対する活動助成
事業実施主体	単位老人クラブ（基準日を4月1日とし、前年度の会員数に対して5人以上純増し、申請書提出時点まで維持しているクラブ及び29年度中に新設したクラブに限る。） 申請書提出は市町村老連経由のこと
助成額	1単位クラブ当たり1万円以内（15単位クラブを予定）
実施期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
対象経費	別表1を参照（25頁）
実施手順	別表2を参照（26頁）